

[事案 2019-44] 契約解除無効請求

・令和元年9月24日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により特約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、特約解除の無効と入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肝細胞がんを原因として病院に入院したため、平成28年6月に契約した終身保険にもとづき、給付金を請求したところ、検査等を受けていることや経過観察中との診断を受けていることに関する告知義務違反を理由に、医療特約、生活習慣病特約等の各特約を解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、特約解除を無効とし、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 契約の約10年前に肝臓の数値が異常値を示していたが、ここ数年は数値的にも正常な数値を示しており、投薬、治療も一度も行っていなかった。告知書作成当時、B型肝炎ウィルスキャリアということを知り、B型肝炎は治癒しているとの認識だったため、B型肝炎ウィルスキャリアで病院に通院しているという認識ではなく、健康診断のために受診しているという認識であった。
- (2) 数年前に体調を壊したことがあったため、勤務先の健康診断も含め定期的に個人的に健康診断をしていることも募集人には伝えていたが、募集人は詳しく確認しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は過去にB型肝炎陽性の診断を受けており、その後の通院状況（年に3回以上の検査を受けている）からすると、定期的・自己啓発的な健康診断であるとの認識ではなかった。
- (2) 申立人提出の診断書は紛争化した後に作成されたものであり、信用性が低い。給付金請求を受けた確認時の診断書および面談結果によれば、主治医は申立人にB型肝炎のキャリアであり、その経過観察をしていることを告げている。
- (3) B型肝炎と肝細胞がんとは医学的な因果関係があり、保険金等の支払いもできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および契約時に同行した保険会社職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められ、不告知事項と肝細胞がんに関する医学的因果関係がないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。